

社団法人広島県就労振興センター平成23年度事業計画

障がい者制度改革推進会議において、差別禁止法や虐待防止法を始め、障がい者総合福祉法（仮称）の制定に向けて、さまざまな議論がなされている。障害者支援施策については、障害者自立支援法の廃止と、障がい者総合福祉法の立案に向けて議論されているものの、実質的な事業体系等については見えてこない。先行きが不透明な中、各事業所は今年度末には障害者自立支援法の新体系への移行期限が迫られており、より一層事業内容を検討していかれる時期であると思われる。

当法人も特定法人からの移行について、公益法人または一般法人への移行が平成25年11月末に期限が迫っている。これまでの事業内容について振り返り、今後、本センターの役割や今後の方向性について改めて検討を重ねていく必要がある。今年度は各ブロック会議等を通じて会員事業所との意見交換を行うとともに、情報交換、交流を図っていきたい。

障害者就業・生活支援センター事業においては、障害のある人の就業支援を進め、22年度においては年間を通じ66件の雇用につなげ、実習92件の支援を行った。様々な施策が整備され、雇用が推し進められているが、今後はいかに就労が継続できるよう、支援していくかが課題となってくる。今年度は企業への支援や生活面への支援等、雇用後の継続支援についても力を注いでいきたい。

また、広島県工賃ステップアップ計画の最終年度にもあたるため、障害の重い方の就労支援について、官公民需の促進や企業への商品紹介等、工賃向上につながる研修会や企画について積極的に取り組みたい。ふれ愛プラザについては、10周年を迎えるにあたり、再度店舗の意義や運営方針等について会員施設間で共有する機会を持ち、会員施設と協働して県民へのPRにつながるイベントの開催や販売機会の促進、事業所の商品開発のための役割を果たしていきたい。

1. 障害のある人の就労等に係る情報提供及び啓発に関する事業

(1) 積極的な広報・啓発活動

①ホームページによる広報事業

- ・障害者福祉に関する情報提供

②広報誌の発行 年1回

③ふれ愛プラザを拠点とした県民参加型イベントの企画

④各自治体・マスメディアへの情報提供

- ・広報誌、ホームページを活用

(2) 情報の早期収集と提供

①ホームページ等による情報の早期収集と提供

- ・制度や助成金等に関する情報
- ・会員相互間の情報交流

②戦略的で機敏な対応

- ・事業活動の弾力的実施

2. 障害のある人の就労等に係る研修に関する事業

(1) 研修事業

- ・ ビジネスマナー研修（クレーム対応）
- ・ 就労支援実践報告研修会
- ・ ジョブサポーター養成研修の前向きな検討
- ・ その他各団体との共催による研修の実施（会計研修等）

新 (2) 調査

- ・ 就労移行事業所等の就労実績、課題、ニーズ調査

(3) その他

- ・ 各種団体との連携および活動支援

3. 障害のある人の就労等に係る相談に関する事業

(1) 会員事業所に対する支援活動の実施

- ・ 新体系の事業毎における就労等の課題の抽出と対応策の検討

(2) 障害のある人を支える地域コミュニティ作り

- ・ 会員間の情報交換（ブロック会議の開催）
- ・ 行政及び地域社会への積極的なアプローチ

4. 障害のある人の就労等に関する調査、研究並びに情報の収集、提供に関する事業

(1) 就労等に関する調査・研究ならびに情報の収集・提供

(2) 広島県社会就労センター協議会活動の強化

- ①全国社会就労センター協議会からの情報、資料を提供
- ②全国社会就労センター協議会からの調査、データ収集依頼の実施
- ③全国社会就労センター協議会、中国四国社会就労センター協議会に連動した研修会の実施

5. 福祉事業所等の製品の開発、販路の拡大並びに作業の開発、開拓、斡旋に関する事業

(1) セルフ製品の共同受注、販路拡大への取り組み

- ・ 官公民需の促進
- ・ インターネットによる製品紹介
- ・ イベント、バザー、展示即売会での出展、紹介活動推進

新・福祉事業所の商品の活性化並びに販売機会拡大につながるイベントの開催

(2) セルフ製品の開発・製造・品質向上につながる研修、情報提供

(3) 工賃向上への取り組みに係る情報提供

(4) 作業斡旋紹介活動

(5) 重度の障害のある人の活動支援に関する研修

(6) ふれ愛プラザ事業

- ・ 交流促進
- ・ 福祉情報の発信

- ・製品展示、紹介支援
- ・就労を目指した体験実習の実施

6. 障害のある人に対する就業・生活支援に係る事業

(1) 障害者就業・生活支援センター事業

- ・相談支援の実施
- ・就業及びこれに伴う生活面についての支援
- ・就業希望者の登録促進
- ・就業及び職場実習先の確保
- ・関係機関との調整、連携（企画、会議等）
- ・福祉事業所との連携、協力

新・就職希望者のスキルアップにつながる学習会の開催及び交流会の開催

7. 障害のある人の権利擁護に関する事業

- (1) 人権擁護に関する研修会の開催
- (2) 人権擁護団体との連携

8. 関係行政機関、団体等との連携に関する事業

(1) 関係行政機関等との連携

広島労働局、広島県障害者支援課、同雇用人材確保課

広島市障害福祉課、呉市福祉保健課、広島及び呉の商工会連合会等

(2) 当センターの事業に関する団体との提携

共同募金会、セルフ協、広島市就労支援センター

ひろしま NPO センター等

(3) 障害者の就労に関する団体との提携

ハローワーク、広島障害者職業センター

障害者就業・生活支援センター、広島障害者職業能力開発校

特別支援学校等

(4) その他事業遂行上関係する団体

9. その他目的達成に必要な事業

(1) 正会員、賛助会員の拡大と運営の充実

- ・会員の拡大
- ・会員間の交流会の実施

(2) センターの財務基盤の強化

- ・ふれ愛プラザの運営強化
- ・直営事業の開発、強化

10. 事務局体制

- ・事務局職員 2名
- ・障害者就業・生活支援センター事業職員 5名